

## 長与町議会政策討論会に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年長与町条例第30号）第12条及び長与町議会会議規則（昭和39年規則第1号）第128条に規定する政策討論会（以下「政策討論会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (種類)

第2条 政策討論会の種類は、次のとおりとする。

(1) 全体会

(2) 分科会

(全体会)

第3条 全体会は、議員全員により構成し、議長が主宰する。

2 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

(分科会)

第4条 分科会は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる議員をもって構成する。

(1) 総務分科会 総務常任委員会に所属する議員

(2) 文教厚生分科会 文教厚生常任委員会に所属する議員

(3) 建設産業分科会 建設産業常任委員会に所属する議員

2 分科会に委員長を置き、常任委員会の委員長が分科会の委員長となる。

3 委員長は、分科会を主宰する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、当該常任委員会の副委員長がその職務を行う。

(提案)

第5条 政策討論会の議題は、あらかじめ議長に提案しなければならない。

2 議員は、その提案理由、資料等を添え、議員2人以上の連署とともに議長に提出するものとする。

3 広聴調査特別委員会は、議会報告会及び住民懇談会における町民との意見交換を踏まえ、必要があると認めるときは、議題を議長に提出するものとする。

4 議長は提案者となることができる。

(決定)

第6条 議長は、前条の規定により議題が提出されたときは、議会運営委員会に諮り、当該議題を政策討論会の議題の対象とするべきか否かを決定する。この場合において、決定した議題については、全体会又は分科会による開催の別を定めるものとする。

(全体会の運営)

第7条 全体会は、議長が招集する。

2 議題の提案者は、全体会において提案理由等の必要な事項を説明するものとする。

- 3 提案者は、全体会において資料提供がある場合は、適宜準備するものとする。
- 4 議長は、参考意見を聴取する必要があると認める場合は、学識経験者及び町民等の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 5 全体会は、分科会の討議内容について、分科会の委員長から適宜報告を受けるものとする。

(分科会の運営)

第8条 分科会は委員長が招集する。

- 2 議題の提案者は、分科会において提案理由等の必要な事項を説明するものとする。
- 3 提案者は、分科会において資料提供がある場合は、適宜準備するものとする。
- 4 委員長は、参考意見を聴取する必要があると認める場合は、あらかじめ議長の許可を得て、分科会に学識経験者及び町民等の出席又は資料の提出を求めることができる。

(意見の活用)

第9条 議会は、政策討論会において取りまとめた意見を次の目的のため活用するものとする。

- (1) 常任委員会及び議会運営委員会における政策立案
- (2) 執行機関への政策提言
- (3) その他議会における政策形成への反映

2 議会は、前項に規定する意見のほか、政策討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等を取りまとめ、議長を通じて全議員に配付するものとし、審議及び政策形成のための資料として活用するものとする。

(記録)

第10条 議長は、職員をして政策討論会の会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、政策討論会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年2月6日から施行する。